

No. 2 8 2

全 仏

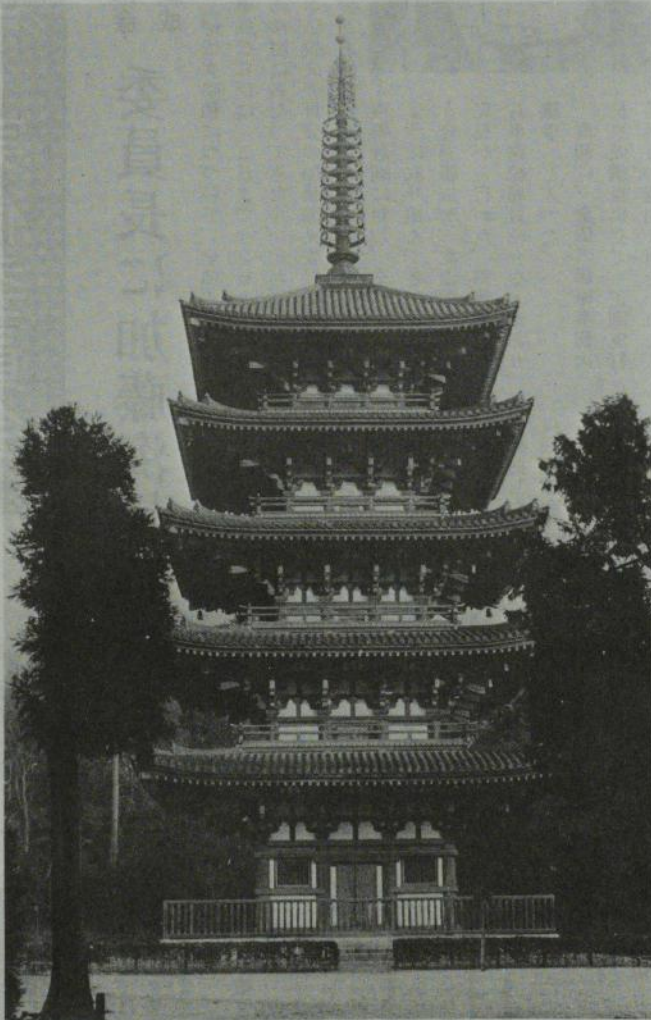
10/57

結婚シーズンに

十月は俗に全国の神たちが出雲に集って男女の組合せを協議する「かなづき」といわれ、諸国の神殿は留守の苦なのに結婚式が最も多い月でもある。
住職たるもの大抵は二つか三つ

の結婚式に招かれ、上席を与えられ、祝辞を乞われるのが常であろう。そして大変よいお話をなど、札をいわれ、祝酒に頬を染めて好い気持でご帰山となっているが、実情はどうであろうか。
和尚さんもいい話が長くてとか、誰でも知り過ぎていくぐらい

古い知識を現代風ぶってひけらかして顰蹙(ひんしゆく)されていくようなことはないだろうか。
神無月なら仏の月で、さすがだといわれるようにプロらしく研究し、努力したいものである。(W)



醍醐寺・五重塔 (京都伏見)

全日本仏教会

第1回

ルンビニー実行委員会

四部会
を編成
委員長に加藤海晃師

第一回ルンビニー復興日本仏教徒実行委員会は、去る九月十三日午後一時から東京・芝の増上寺大殿地下ホールを会場に開催された。

田代国際部長開会の辞、藤原事務次長

三掃依文唱和につづいて、全仏の本多理事長ならびに、これまでルンビニー問題の検討にあたってきたルンビニー復興日本仏教徒委員会の加藤海晃委員長から挨拶があった。次にこれまで、ルンビニー復興計画に対し、全仏がどのように取り組んできたかという経過報告が、北山国際文化局長から行われ、田代部長から事務総局員紹介などがあり、議事へと入った。

最初に、全仏の藤原事務次長を仮議長に立て、正副実行委員長を選出が行われた。会場から選ばれた五人の選挙委員が別室にて協議した結果、実行委員長には、これまでもルンビニー復興計画を推進してきた、日蓮宗の加藤海晃師が、また副委員長には、それぞれの部会で選出される部長が就任することが、決定した。

ここで加藤師から委員長就任の挨拶があり、事務局が各部会編成、常任委員を発表し

て、それぞれの部会へ移動、審議を開始した。

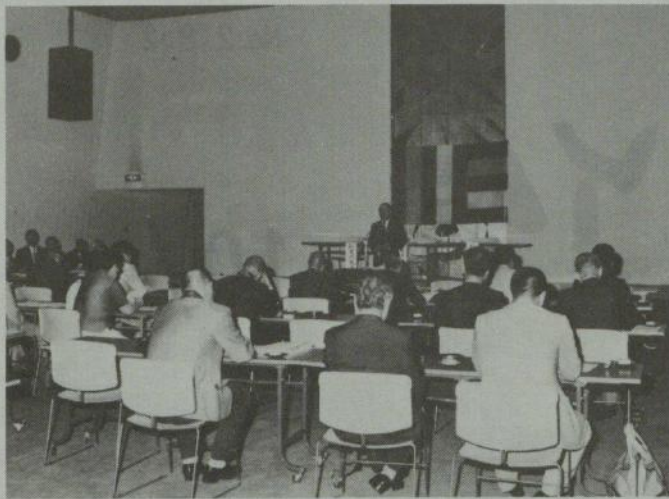
○募金部会
部会長に岩崎宗秀師（東京都）、副部会長に安本利正（学経）・稲田稔界（学経）の両師を選んだ。まず募金割当を確認し、募金方法は各都道府県仏教会などに一任する、チラシ・募金箱などを早急に作る、などを決めた。

○広報部会
部会長に江連俊則師（埼玉県）、副部会長に塩入亮達（聖観音宗）、山田一真（高山山真言宗）の両師が決定、標語の作成について、マスコミへの働きかけ、などを検討した。

○経理部会
部会長に森田禪朗師（和宗）、副部会長に花木義光（智山派）、植松威（朝日生命）の両師を選出、状況書を毎月各委員宅へ郵送することなどをきめた。

○総務部会
部会長に川野三暁師（本願寺派）、副部会長に山崎正道（曹洞宗）、木越樹（大谷派）、貝山宣泰（神奈川県仏）の三師を選出、ネパール側の確実な受け入れ態勢をはっきりさせること、などを決定した。

部会終了後、再び全体会がもたれ、各部会からの報告、質疑応答が行われ、藤原事務次長閉会の辞で、すべての日程を終了した。



開かれたルンビニー実行委員会

昭和58年版
全仏手帳

申込み受付中

全仏総務局では、左記要領にて「全仏手帳」を発行します。部数に限りがございますので、御注文は早めに。

内容 三掃依文、四弘誓願、宗門聖日、加盟団体役員住所録

忌日早見表、その他

サイズ 9×14cm

定価 五五〇円（送料実費）

申込先 東京都港区芝公園四一七一

四 全仏総務局

「全仏手帳係」宛

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9（地下鉄田原町駅前）

電話 代表 (841) 4965



第二次世界大戦の終結（一九四五年）を境として、従来、日本仏教各宗派に所属していた、台湾の各寺院は、再び中国仏教、それも福建仏教のもとに復興、再組織された。そして、中国仏教会台湾省分会（本部）を台北市に置

台湾の仏教

き、その下に各県市支会を擁す組織を形成し、すべての寺院をこれに加入せしめたのである。所轄官庁は、内政部（国務省）が担当することになった。

中国仏教色への変遷

さて、故蔣總統によって引きいられた国民党員や共産主義をさらって台湾へ渡った幾多の中国民衆の中にまじって、道安、白聖、星雲などの高僧、僧尼が居た。彼等は、のちに台湾仏教界の指導者となったことはいままでもない。

日本仏教色が台湾を去ってからは、学問と戒律を重視する中国仏教色が強

まり、僧尼の伝戒、一般信者に対する授戒が盛んに行われるようになった。また同時に、数多くの仏学院（仏教専門学校）が建設され、僧俗を問わず仏教学修得の情熱が高まり、また仏道修行も盛んに行われて来た。仏学院の中で、最も規模の大きいものは、高雄県大樹郷にある仏光山の東方仏学院で、数百名に上る尼僧らが修学にいそしんでいる。

在家仏教「齋教」

台湾の仏教は、古来一般的に、道教との混合仏教といわれているが、「齋教」は在家仏教として異色の存在とされて

いる。齋教は、明末に大陸で成立した民間仏教信仰団体で、清朝時代に台湾へ伝来したといわれ、一般に居士仏教、家庭仏教ともいわれている。この齋教の齋は、素菜、つまり精進料理の意味で、一切の葷酒、煙草を絶って、仏に奉仕する仏教団体である。齋教の齋堂は、台北をはじめ全島いたるところに数多く建てられており、堂の中央に観世音菩薩が、相對して韋駄尊天が祀られ、經典は臨濟禪系のものが通用するほか、齋教經典の正依経巻がある。これら齋教と異って、純粹な居士仏教として広まったのに、中華仏教居士

会」がある。一九六八年には、内政部警政司々長を退任したりーチエン氏によって結成され、仏教教学を通じての布教、新聞、雑誌等による広宣活動が展開された。この影響もあって、国立台湾大学や各種専門学校等に仏教青年社（会）が誕生、仏学研究が行われるようになったことは特筆すべきことで



台中にある宝覺寺

々信者の寄進、寄捨で運営されている。

仏教儀式

仏教儀式として、数多く見られるのは、授戒会と念仏会である。特に在家信者に対する五戒や菩薩戒の授戒は盛んである。また、念仏会は、阿弥陀如来の誕生日である旧曆十一月十七日の前後に行われるもので、打仏七、念仏七等と呼ばれているが、これらは、僧や信者の修行にあることは申すまでもない。

台湾仏教の将来

台湾仏教は、いうまでもなく当初大陸より台南に伝来したもので、台南には由緒ある古刹が多い。特に開元寺は一六九〇年に建てられたもので、他に竹溪寺、法華寺は共に最古の寺といわれている。日本統治時代は、妻帯僧も居たようであるが、戦後は戒律を重視する中国仏教の影響をうけて、妻帯僧は皆無といつてよい。然し、近年は逆に、戒律に厳しい仏教界では、寺院の後継者の問題で少なからず悩みがあるようである。日本仏教方式に転換させる考えをもつ長老もある、という話も聞かされている。これに反して、尼僧の増加は著るしいものがある。この理由をたづねることは別としても、根強い仏教を中心とした民間信仰は、政治的大変革がないかぎり、この国の将来に決して断えることなき光をともし続けることであろう。

仏教と社会福祉

仏教を専門とした大学はないが、私立の中国文化学院、中華學術院等には、仏教研究所や仏教美術研究所があり、熱心な男女学生が通学している姿には敬服させられる。また、寺院の社会福祉活動も盛んで、幼稚園、保育園、孤兒院、職業補習学校等多種多様で、夫

（鎌田良昭）

仏様を縛り首にする

京都市では、去る8月、今川市長が来年度から「文化観光税（仮称—以下文観税と記す）」を再設置するとの構想を発表、以後、各方面で反対運動が展開されている。そこで、その実情について、京都府仏教会の鶴飼泉道師にレポートしていただいた。

京都市の「文化観光税」

現在までの経緯

京都の地において文観税が新聞紙上に掲載され始めたのは、本年七月中旬頃からである。市仏教会においては、文観税問題を取り上げるようにとの会員よりの要請を受け、八月二日に市内有料拝観寺院および市仏教会常務理事による「文観



税対策協議会」を聖護院において開催した。同会議は、市仏常務理事・大島亮準師（三千院事務長）並びに森清範（市仏理事清水寺宗務長松本大円師代理）の問題提起に始まり、約二時間の協議を重ねたが、文観税賛成意見は一件も出されず、全出席者（約三十名）の間で文観税の再設置に反対することで意志統一がなされた。同日、第一次文観税対策委員会（小

林忍戒委員長以下七名）が設置され、京都市当局（理財局）との折衝は対策委員会に一任された。対策委員会は直ちに京都市に對し、文観税問題は市仏教会を窓口にして各寺院と話し合うように要請したが、市当局は「仏教会を窓口とせず」との姿勢を堅持したため、止むを得ず、八月十七日に五項目からなる公開質問状（第一回目）を今川市長宛に提出した。右公開質問状に對して、市当局は八月十九日に原理財局長名で回答がなされた。回答に對し対策委員会で検討した結果、（一）今川市長宛に出された質問状に對し、原理財局長名で回答が出た事、（二）全体にわたって抽象論が展開されており、内容に具体性がない事、（三）質問状の前文及び第五項において文観税問題の窓口として仏教会が当る旨が記されているが、回答書には窓口の件が一切触れられていない事、の三点を主たる理由として、公開質問状の再提出を決定した。なお、二回目の質問状は、基本的文章は第一回公開質問状と同文とし、各質問項目に對する回答により具体性を持たせるための注意をほどこし、八月二十日再度今川市長宛に提出した。

た、同十九日には文観税の徴税義務指定予定社寺（三十七寺院、一神社、一条城）に對する説明会を行った（於・京都ロイヤルホテル）。古文化保存協会に對する説明会は「結論なき結論」（出席者の言葉）であったが、古文協理事長・藤田价浩師が、八月十九日に京都市庁を訪れ、古文協として新税（文観税）に協力する旨の通知を行い、寺院間に混乱が生じた。しかし、この間の混乱はその後の対策委員の努力により收拾され、一時あたかも市内寺院間に二大潮流ありとの印象を世間と与えたが、この点も解消された。また十九日における徴税対象社寺に對する説明会は、京都市の行政姿勢に對する不信により冒頭より紛糾し、市は簡単な説明を行ったのみで内容に触れることなく流会した。

八月二十五日に市仏教会は、市内有料拝観寺院（八十五ヶ寺）及び市仏教会全役員（約六十名）による「文観税対策会議」を本能寺文化会館において開催した。当日の出席者九十五名（委任状を含）は文観税の再設置に對し強い反対意見を述べ、あわせて京都市の行政に對する批判が続出した。なお、同会議において「文観税反対決議」を全員一致にて採択し、同日、今川市長へ提出した。なお、同会議において、対策委員として第一次のメンバーに十二名が追加され、計十九名による第二次文観税対策委員会が結成された。更に、文観税反対の具体的反対運動として、新聞への意見広告の掲載、新聞への折り込み広告、反対看板の設置、反

対ビラの配布、反対署名の収集が基本的に確認されたが、これらは現在全京都市域において展開されている。

八月二十五日以降、京都市と事務折衝を重ねた結果、九月二日に市当局と市仏教会（対策委員会）との間で、第一回目の公式会議がホテルフジタにおいて持たれた。しかし会議途中において、京都市は第一回目の公式会議前に各行政区の区長に命じて徴税対象寺院に文観税の再設置に賛意を求めさせるといった、いわゆる

宗教心の欠落

その問題点

各各撃破を行っているとの報告が、対策委員より出され、会議は紛糾し、市当局と仏教会の意見は平行線をたどった。小林対策委員長は会議の続行は不可能と判断し、「文化観光復活構想の撤回要求書」を読み上げ、会場内で市当局へ提出し、会議は物別れの状態で閉会した。その後、市当局と対策委員会との間で事務折衝は継続されており、第二回目の会議は九月下旬か十月月上旬に持たれる見込みとなってきた。

このたび京都市より構想発表された文観税は単にその徴税義務者となる寺院の問題だけではない。文観税の構想は、仏様を縛り首にして税金をとる」というものであり、常軌を逸したこの考え方は報恩謝徳の心を忘れたものである。これは宗教心の欠落であり、とりもなおさず人間性の失格である。しかも前回の文観税（昭和三十一年施行、十年間の時限立法）を延長する際に、時の京都市長高山義三氏は文観税は悪税たることを認識し、「この種の税はいかなる名目においても、今後新設または延長しない」という覚書を十一の寺院と交した。しかるに今回京都市より、再び文観税再設置の構想が出されたことに對し、京都市内寺院はとまどいと共に大きな驚きを持った。この悪税の復活によって及ぼす悪影響は独り寺院

間に止まらず、直接的には百六十万の京都市民の生活に影響し、広く社会問題として発展することを憂慮せざるを得なかった。また京都の地において同税の復活がなされれば、この波及は京都市に止まらずに全国に広がる憂いを持つものであった。仏都と称され、千二百年の歴史を有する京都の地における文観税の問題は「悪の根源を絶つ」ことを基本理念として貫く決意を固めている。以下は京都市仏教会のまとめた文観税問題の要旨である。

(一) 文観税は観光客に対し冷たい目をむけることである。

京都市の市民憲章は、「旅行者を温かくむかえましよう」と明示している。しかるに文観税はお客さまから人頭税（わらじ銭）ともいえる税金をとるものであり、

すなわちお客さまに冷たい目を向けることである。

(二) 文観税はそれを施行する自治体に住する住民に悪影響を及ぼすものである。

観光都市といわれる京都の地においては、観光関連産業に落ちるお金は昭和五十六年度の統計で、その波及効果も含めて一兆六千億円（旅館等の宿泊部門を除く）と言われ、京都市民はこのお金により生活に潤いが与えられている。しかし文観税の実施により京都のイメージダウンを招き、京都離れに拍車がかかれば、京都市民の生活は直接的に悪影響を受けするのである。

(三) 文観税は憲法（第二十条）に保障された宗教の自由を奪うものである。

自治体・行政機関が宗教施設に入ろうとする人々に税金をかけるといった行為が許されてよいであろうか。京都市は文観税を説明する中において「文化財を観賞する人々に課税するのであって、宗教的目的で杜寺へ参拝する人は課税対象から除外する」といつている。しかし、現実の問題として文化財の観賞と宗教的参拝とを区別することが出来るのであろうか。又区別するとするならば誰がいかなる方法にて行うものであろうか。また寺院境内は一木一草たりとも宗教的情操を育てるために存在し、我々宗教家の立場は建造物であれ、庭園であれ、ましてや仏像は文化財という以前に宗教的施設以外の何ものでもない。またこの宗教施設

を訪れた人々の動機が物見遊山、単なる観光であったとしても、この施設へ来た機会をとらえ布教活動を行うのが僧侶の使命である。このように文観税は我々の宗教の自由、布教の自由を奪うものであり、それはしいては日本国民の宗教心を失なわせることにつながる重大な問題である。

(四) 覚書の継承性について

先に記したごとく昭和三十一年に先の文観税を延長する際、時の京都市長高山義三氏は今後二度と文観税は設置しないと関係杜寺と覚書を交した。今回今川市長は突如として覚書を反故とする挙に出た。これは先人が覚書を交した精神をも反故し踏みにじるものである。

今後の取り組み方について

京都市仏教会においては、文観税再設置構想に対し反対運動を展開している。しかし京都市の姿勢は堅固であり、現時点（九月十六日）においては構想撤回・政策転換の様子は見られない。しかし文観税が悪税であるとの結論はすでに出ている。諸悪莫作衆善奉行は仏教者共通の鉄則である。悪は断たねばならない。ましてや今回の文観税が設置されれば、我々僧侶は袈裟・衣を脱ぎ捨て、文化財の番人になってしまう。この観点で文観税の設置阻止のために多方面より反対運動を展開し、「文観税」なる語を死語となせるまで運動を続ける方針である。

同じ仏教者として日本全国の僧侶方に現在の京都市仏教会の運動に対するご理解とご協力を乞う次第である。

法律相談室

回答・全仏顧問弁護士

長谷川 正浩

今更、そのようなことを言っても解決しませんので、考え方の基本を申し上げましょう。

①まず、水子供養塔が墓理法にいう墳墓にあたるかどうかです。墓理法にいう墳墓とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設です。そして、死体には妊娠四ヶ月以上の死胎を含みます(同法二条)。

②ですから、水子供養塔が、妊娠四ヶ月以上の死胎を埋葬したり、その焼骨を埋蔵したりする施設ならば、それは墳墓にあたります。Aさんは、貴寺

他宗派による水子供養

寺院墓地は永年に亘って自宗派の典礼施行の慣行があり、これに反することは、貴寺の檀信徒のみならず、広く貴寺の属される御宗門の寺院や、その檀信徒を含む多数の国民感情を著しく害することになるからです。Aさんにはこのことを良く話して納得してもらわなければならないと思います。また、法要を行う他宗派の御僧侶にも事情を話して納得してもらって下さい。貴寺では、水子供養はしないということですから、そのためにAさんの水子供養塔を建立した目的が達成できないことになれば、

〔質問〕拙寺の檀家Aさんから頼まれて、墓地の一部に、Aさんが水子供養塔を建立することを許してしまいました。ところが、Aさんは、この水子供養塔が出来上るや、他宗派の僧侶をたのんで定期的に塔前で法要を営むようになりましてので非常に困惑しております。供養塔の建立を許した以上、仕方のないことなのでしょうが、

なお、拙寺では、水子供養は教義に反するので行っておりません。

(神奈川県D寺)

〔回答〕貴寺では水子供養を行わないとのことですから、Aさんから頼まれた時、教義上の理由をよく話して納得してもらえば良かったと思います。

に対して墳墓の存する墳墓地を使用する権利(墓地使用权という)を有しているということになります。従って、この場合には、通常の墓地使用权の場合と同様に考えられます。即ち、墓地内だけに設定でき、容易に他に移動できないということ(固定性)、祭祀主宰者(この場合はAさん)だけに承継され(民法八九七条)、その者の承継者がいる限り、永久に続くということ(永久性)を頭に入れておかねばなりません。しかし、貴寺の墓地で他宗派の御僧侶が貴寺と異った典札をとり行うということを受容する必要はありません。

この墓地使用权の設定契約は、法律行為の目的が不可能であるから、はじめから効力はなかったということになります。墓理法に従って改葬の手続をすると共に、かかった費用をどうするかは話し合って決めて下さい。Aさんから申し出のあった時、水子供養は教義上不可能であるということを明言しておかなかった場合には貴寺が全く負担しないというわけにはいかないでしょう。

③もし、水子供養塔が、妊娠四ヶ月に満たない死胎やその焼骨を扱うものであったり、あるいは、死胎の埋葬や、

その焼骨の埋蔵とは無関係の施設である場合には、それは墳墓ではありませんが、水子供養塔を所有する墓地の使用権も、いわゆる墓地使用权とは異なります。即ち、Aさんの権利は墓地使用权のような、固定性や永久性もってはいないということになり、単なる使用貸借ということになります。おそらく、期間については、決めていなかったと思いますが、いつでも返還してもらえ、というものはなく、水子供養の目的を達成したと客観的に認められるだけの期間は甘受しなければなりません。しかし、Aさんが死亡すれば、使用貸借権は終了します(民法五九九条)。この場合でも、他宗派の御僧侶による典札を拒めることは②と同様です。従って、これによって、Aさんの目的が達成できないとなれば、使用貸借契約は、はじめから無かったこと、かかった費用等については、双方の落ち度の割合によって決められることも前と同じです。ただこの場合には、水子供養塔は墳墓ではありませんから、他へ移転するにしても墓理法による改葬手続はいりません。

なお、全日本仏教会では、毎月第二、第四火曜日午後一時から四時まで、長谷川先生による「法律無料相談室」を開設しています。お気軽にどうぞ。

話題の本

馬県などで、氏自身が調査した差別墓石や差別戒名の実態を、多くの写真入りできわめて具体的に報告している。

差別発言、差別戒名などの問題を通して、同和問題と仏教者（宗教者）のかかわりが問われている折、これに正面から取り組んだ本が刊行された。部落解放研究所編の『宗教と部落問題』である。

本書は「発刊にあたって」へ宗教と部落差別へ各宗派と部落問題―日本仏教と部落問題・キリスト教と部落問題・新宗教教団と部落問題へ世界宗教者平和会議における「町田発言」の意味するものへ「戒名」にあらわれた宗教の差別性へ差別戒名を生み出した「凶書」へ宗教教団における部落問題の取り組みの現状と課題へ部落問題一問一答からなり、資料として同和問題に取り組む宗教教団連帯会議とその加盟教団×宗教教団における差別事件」がつけられている。

差別克服に貴重な資料

「宗教と部落問題」(部落解放研究所編)

本書のタイトルは「宗教と部落問題」だが、内容は、仏教各派の差別事象に関する記述に、多くのスペースがさかかっている。例えば村越末男氏は「日本仏教と部落問題」で、特に鎌倉時代から今日に至る仏教史の流れと部落の関係をとりあげ、また木津讓氏は「戒名」にあらわれた宗教の差別性」の中に、長野県や群

馬英正氏による「差別戒名を生み出した凶書」でも、例としてあげられている。凶書のもとどが仏教に関係している。さらに資料の「宗教教団における差別事件」では、八件の差別事件を載せているが、そのうち六件が仏教各派によるものである。

本書は、過去に宗教者が起こしてきた差別事象について、発刊にあたってで次のように述べている。

「差別事件は宗教者によっても頻々と起こされ、宗教の教典や言葉、その理論

の中にすら差別の投影が見られるのである。これらの真実を掘り起こし、今日の時点でこれを批判改革し真に差別を克服することは緊急な課題とは言え、容易な業ではない。しかし、その困難を克服し、差別の超克することなくして真の宗教の発展復活もなく、部落解放もあり得ないのである」

今後、仏教者がより積極的に同和問題に取り組もうとする際、本書は貴重な資料となるだろう。

(B6版、二百八十二頁、二二〇〇円、大阪市浪速区久保吉一―六一―二、解放出版社)

卍は文字が又様が

地図を見ると、寺院・仏閣の印として「卍」が使われている。実際、お寺の屋根や地藏堂の壁などにも、しばしばこの形が記されているのを、見かける人も多いだろう。つまり、仏教ではこれを仏の胸・手足・頭髪などに現われた吉祥の印の表象、あるいは仏心の表示として用いているのである。

シリーズ仏教語⑥

このように、これを文様の一つとする説によれば、「卍模様」と称して古い起源をもち、十字の四本の腕を途中から同一方向に折り曲げた形を基本とする。ヨーロッパでは、ギリシアの壺や貨幣・武器などにも古くから使われていたといい、特に北ドイツやスカンジナビア地方には広く見られる。

そうである。インドでは、ジャイナ教などとともに古来スワステイカ(塞囉悉底迦)と呼ばれ、幸福・繁栄・吉祥を象徴する図型として、前述のように福徳円満のしるし(三十二相八十種好)の一つとされた。

ここで想い出されるのは、第二次大戦中、ドイツでヒトラーが用いたハーゲンクローイツの旗のことである。しかし、あれは卍でなく、逆に卐となっていた。これはナチス流の反逆精神から

故意に伝統に背を向けて、卍を逆回りの卐に変えたのではないか、という説もある。いずれにせよ、右回りと左回りの二つの形があつて、両方とも使われているので、まぎらわしい。

一説には、インドの礼法は右回りが常識で、仏典にも右旋宛転(うせんおんでん)とか右邊三匝(うにようさんそう)とあり、常に右肩右脇を中央に向けて、時計の針と同じ回り方をするのが通例であるから、卍も右回り、つまり卐のほうが正しいのかもしれない。とすると皮肉にもナチスと同じ文様を仏教もありがたがっていることになり、なんとなく気がひける。

しかし、一方で、卍は四つのLを組合せたという解釈、すなわちLove(慈悲)Life(生命)Light(光明)Liberty(自由)の四Lを形どつた、とする近代的な説もあつて、真義はよく判らない。

ただ、諸橋轍次「大漢語辞典」巻二によれば、卍も卐も「十」部に属する四画の文字で、マンまたはバンと読ませ、万(萬)字を当てて卍も卐も同字としている。藏経、教団、人名、小説名その他、昔からいろいろな方面で使われながら、文字か文様が、右回りか左回りか、明確でない点が多おもしろいではないか。

(浄土宗出版室長・宝田正道)

昭和57年10月1日

日本仏教文化会議 22日 開く

「仏教の死生観」テーマに

第十五回「日本仏教文化会議」は左記の通り開催されることがきまり、事務局では現在、参加者を募集しています。

テーマ 仏教の死生観―幸福な死に方向とは―
 日時 十月二十二日(金) 午前十時
 ～午後四時

会場 日本教育会館(東京一ツ橋)

臨終の際、病院など医療現場において人間の尊厳が著しく損なわれている現代―。仏教ではこうした「死」についてどう観ているか? 「安楽死」「ホスピス」などの問題を通して考えていきます。

基調講演 中村 元(東方学院院长・日本仏教文化会議々長)

パネラー 山折哲雄、佐伯真光、雲井昭善、中村尚志、その他

なお、お問い合わせは、全仏文化部までどうぞ。

第三回の同和委員会

研修会について話合い

第三回同和委員会は、去る九月三日午後一時から、真宗大谷派会議室で開かれた。

この日は主に、今月二十七、八の両日高野山で開催される同和の研修会「仏教徒の行動―光は命とともに―」について

話し合われ、参加人数が一団体二人となつていますが、出来るだけ多く出席していただくよう事務局から要請すること、同和委員は七人が参加すること、また進め方は基調講演の後、四つの分科会で話し合うことなどが決定した。

「外国人のための鎌倉一日ツアー」

十月二十三日に

仏教英語研究会では、在日外国人に日本の仏教文化を紹介するため「外国人のための鎌倉一日ツアー」を計画しています。これは光明寺で精進料理を味わい、鎌倉大仏、長谷観音を散策するコースで十月二十三日に実施されます。問い合わせは、仏教英語研究会(〇三三三四二一六六〇五)まで。

『事務局長録事』九月

- 三日 同和委員会
- 六日 局内会議
- 十三日 第一回ルンビニー実行委員会
- 十四日 税務小委員会
- 十六日 局内会議
- 十七日 日宗連理事會
- 二十八日 税務委員会
- 二十九日 常務理事会

墓地の草取りとボウフラの防除はおまかせください!!

ネコソギ粒剤 3ケースお買上げの方に散粒機進呈!!
チャンス・チャンスセール
 いま散布すれば約6ヵ月間雑草の発生をおさえます。

いまがネコソギ粒剤を買うチャンス!!
 ネコソギ粒剤は安全で、水にとかす必要もなく、散布するだけの除草剤です。いま3ケースお買上げの方に広い墓地も楽々散布ができる散粒機を進呈中!!
 ぜひこの機会にお買求めください。



いまがネコソギ粒剤を撒くチャンス!!
 ネコソギ粒剤は雑草の生える前から草丈20cmまでの時に散布すると最も効果があり、その上約6ヵ月間雑草の発生をおさえますので、その間は雑草なし!!
 ぜひこの機会に墓地の除草をしてください。

根までも枯らす強力除草剤
ネコソギ 粒剤
 (特長) ●安全 ●水なし ●長く効く

3kg	100坪用
1ケース(3kg入×6袋)	
36,000円を28,800円	

ボウフラ・ウジの殺虫剤
オファック 粒剤
 ●安全 ●水なし ●長く効く

(新発売) 250g入×10本
 11,000円を9,800円

製造発売元 仏に仕える心の虹橋 **レインボー薬品株式会社** 東京都中央区日本橋本町2-5 〒103
 ☎03(241)4011 郵便振替 東京5-59298

昭和五十七年 十月一日発行 十月号 第二八二号
 発行人 小野島 元雄
 編集人 北山 宏明
 発行所 財団法人 全日本仏教会
 東京都港区芝公園四一七―四
 電話〇三(四三七)九二七五